

豊橋市公金の運用等に係る見積合わせへの参加等のために必要な基準に  
関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、豊橋市公金管理指針（平成23年4月1日施行）第2-1-(4)-①（同指針第2-2-(1)-本文、第2-2-(2)、第2-3-本文及び第2-4においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、及び銀行等引受債の発行による資金の調達を適正に行うため、本市の公金の運用又は資金の調達（以下「運用等」という。）に係る見積合わせに参加し、又は単独の随意契約の相手方となるために必要な基準（以下「見積合わせへの参加等のために必要な基準」という。）を定めるものとする。

第2 見積合わせへの参加等のために必要な基準

1 見積合わせへの参加のために必要な基準

(1) 金融機関の場合

見積合わせに参加することができる金融機関は、本市に本店、支店又は代理店がある金融機関のうち、次に掲げる全ての基準を満たすものとする。

① 法令の規定等により公にされている情報に基づく基準

ア 自己資本比率

国際統一基準適用金融機関にあつては8%以上、国内基準適用金融機関にあつては4%以上であること。

イ 不良債権比率、総資產業務純益率、預金量、株価、社債利回りその他当該金融機関の財務の健全性、収益性又は流動性を表す数値

見積合わせを行おうとする時点の当該数値が過去数年間の同一種類の数値と比べ、著しく悪化していないこと。

② 信用格付業者による格付けに基づく基準

次に掲げる信用格付業者により格付けが公表されている場合は、公表され

ている全ての格付けが次の基準を満たしていること。

信用格付業者	格付けの種類	格付け
株式会社格付投資情報センター（R&I）	発行体格付け	B B B 以上
株式会社日本格付研究所（J C R）	長期格付け	B B B 以上
ムーディーズ・ジャパン株式会社（M D Y）	長期債務格付け	B a a 以上
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（S&P）	長期発行体格付け	B B B 以上

ただし、上記格付けのいずれも公表されていない場合は、次の基準を満たしていること。

#### ア 公金収納の取扱実績

見積合わせを行おうとする日の属する年度の前年度又は前々年度の公金収納の取扱件数が1,000件以上であり、かつ、公金収納の取扱金額が5,000万円以上であること。ただし、新たに公金収納の取扱金融機関となった金融機関については、直近一年間の取扱件数が1,000件以上であり、かつ公金収納の取扱金額が5,000万円以上であること。

#### イ 情報の提供

自己の経営に関する情報を積極的に提供していること。

#### ウ 事故等への対応

公金収納の取扱業務に係る事故等に対し、誠意ある対応をとっていること。

### (2) 証券会社の場合

見積合わせ（一時借入れ又は銀行等引受債の発行により資金を調達する場合を除く。）に参加することができる証券会社は、その発行する株式を証券取引所に上場している金融持株会社の傘下であり、かつ、本市内に支店を設置している証券会社又はその発行する株式を証券取引所に上場しており、かつ、本市内に支店を設置している証券会社のうち、次に掲げる全ての基準を満たすものとする。

① 法令の規定等により公にされている情報に基づく基準

ア 自己資本規制比率

140%以上であること。

イ 総資産経常利益率、株価、社債利回りその他当該証券会社の財務の健全性、収益性又は流動性を表す数値

見積合わせを行おうとする時点の当該数値が過去数年間の同一種類の数値と比べ、著しく悪化していないこと。

② 信用格付業者による格付けに基づく基準

(1)-②の規定を準用すること。

2 単独の随意契約の相手方となるために必要な基準

見積合わせへの参加のために必要な基準の例による。

第3 雑則

この要綱に定めるもののほか、運用等に係る見積合わせへの参加等のために必要な基準は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(豊橋市金融機関選定並びに預託基準の廃止)

2 豊橋市金融機関選定並びに預託基準(平成14年5月20日施行)は、廃止する。

(豊橋市金融機関選定並びに預託基準の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の豊橋市金融機関選定並びに預託基準の規定によりなされた運用等に係る金融機関又は証券会社の選定は、この要綱の相当規定によりなされた運用等に係る金融機関又は証券会社の選定とみなす。

附則 この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。